

「小売業者と供給業者の公平なる取引に 関する管理弁法」

2006年10月13日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

商務部、発展改革委員会、公安部、税務総局、工商総局令 2006 年第 17 号『小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法』が 10 月 13 日に公布され、2006 年 11 月 15 日より施行されます。

邦文は仮訳です。ご利用の際は上述タイトルをクリックして中文原文を参照願います。

【公布機構】商務部、発展改革委員会、公安部、税務総局、工商総局

【公布文号】2006 年第 17 号令

【公布期日】2006-10-13

【実施期日】2006-11-15

『小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法』は 2006 年 7 月 13 日に商務部第七回部務会議の審議を通過し、発展改革委員会、公安部、税務総局及び工商総局の同意を得てここに公布し、2006 年 11 月 15 日から施行する。

部長: 薄熙来

主任: 馬 凱

部長: 周永康

局長: 謝旭人

局長: 王衆孚

二〇〇六年十月十三日

小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法

第一条 小売業者と供給業者の間の取引行為を規範化し、公平なる取引秩序を守り、消費者の合法的權益を保証するために、本弁法を制定する。

第二条 小売業者と供給業者が中華人民共和国境内で関連取引活動に従事する場合、本弁法を適用す

る。

第三条 本弁法で称する小売業者とは、法律に従って工商行政管理部門で登録し、直接消費者に商品を販売し、年間売上(連鎖経営に従事する企業の場合、当該売上には連鎖店舗の売上も含む)が1000万元以上の企業及び当該分枝機構を指す。

本弁法で称する供給業者とは、直接小売業者に商品及び関連サービスを提供する企業及び当該分枝機構、個人経営者を指し、その中には製造業者、販売業者、仲介業者を含む。

第四条 小売業者と供給業者の取引活動は法律に基づき、自己意志で、公平で、誠実で信用を守る原則に従うべきで、マーケティングの公平的に競争する取引秩序を妨害し、取引相手の合法的権益を侵害してはならない。第五条 小売業者と供給業者が取引で商務主管部門と工商行政管理部門が推薦する契約書の見本を採用することを奨励する。

第六条 小売業者は優越的地位を濫用して以下のような不公平取引に従事してはならない:

- (一) 供給業者と特定商品の提供契約を締結し、商品の特定規格、サイズ、デザインなどに対し双方が合議に達成した後、当該商品の接收を拒否する場合。但し、責任が供給業者側にあるか、又は供給業者の同意を得、小売業者側が損失を負担する場合は除外する;
- (二) 供給業者に事前に約束していない商品の消耗責任を負担させる場合;
- (三) 事前に約束していないか、又は事前に約束した商品が棚から引き卸すか撤収する条件に合致しない際、小売業者に供給業者が提供した貨物を商品棚から引き卸すか撤収する正当なる理由がない場合; 但し、小売業者が法律法規に従うか、又は行政機関が法律に基づいて下した行政決定により、供給業者が提供した貨物を商品棚から引き卸すか撤収する場合は除外する;
- (四) 供給業者に強迫的に無条件で販売利益を返還させるか、又は一定的な販売額による販売利益返還を約束し、約束した販売額を達成していないにもかかわらず供給業者に利益返還を要求する場合;
- (五) 供給業者に強迫的に指定した商品を買わせるか、サービスを受けさせる場合。

第七条 小売業者は以下のような公平的競争を妨害する行為に従事してはならない:

- (一) 供給業者が直接消費者、其の他の経営者に商品を販売する場合、商品の価格を制限する。

(二) 供給業者が其の他の小売業者に商品又は販売サービスを提供することを制限する。

第八条 小売業者は供給業者側に小売業者の経営場所に職員を派遣してサービスを提供するように要求してはならない。尚、次のような場合は除外する；

(一) 供給業者の同意を得たうえ、供給業者が派遣した職員が、供給業者の提供した商品と関連する販売サービス作業にのみ従事する場合；

(二) 供給業者と合議のうえ、供給業者が派遣した職員の作業内容、労働時間、作業期限などの条件が一致し、派遣職員にかかる費用を小売業者側が負担する場合。

第九条 以下のような状況がある場合、供給業者には返品を拒否する権利がある：

(一) 小売業者自身の原因で商品が汚染、破損、変質又は期限切れに及んだにもかかわらず、返品を要求し、それによる供給業者の損失を負担しない場合；

(二) 小売業者が在庫品の調整、経営場所の改造、商品棚の取替を理由に返品を要求し、それによる供給業者の損失を負担しない場合；

(三) 小売業者が商品の販促期間内で安く仕入れ、販促期間が過ぎて余った商品を原価で返品する場合。

第十条 小売業者が供給業者から販促サービス料を請求する際、事前に供給業者の同意を得て契約を締結し、提供するサービスの項目、内容、期限、料金を請求する項目、基準、金額、用途、方式及び違約責任などの内容を明確にしなければならない。

本弁法で称する販促サービス料とは、契約に基づき、供給業者の特定ブランド又は特定種類の商品の販売を促進するために、小売業者がポスターを印刷し、販促活動を行い、公告宣伝を行うなど関連サービスを提供することを条件として供給業者に請求する料金を指す。

第十一条 小売業者は販促サービス料金を受け取ってから契約の通り供給業者に相応しいサービスを提供すべきで、無断にサービスを中止するかサービス基準を低下させてはならない。小売業者が関連サービスを完全に提供しなかった場合、サービスを提供しなかった部分の費用を供給業者に返還しなければならない。

第十二条 小売業者は受け取った販促サービス料を帳簿に記入し、供給業者にインボイスを提供し、規定に従って納税すべきである。第十三条 小売業者は以下のような費用を受け取るか、別の形で請求してはならない:

- (一) 契約を締結するか、又は継続して契約することを理由に請求する費用;
- (二) 既に国の関連規定に従って商品のバーコードを取得し、小売業者の経営場所内で正常的に使用できるにもかかわらず、供給業者に店内のバーコードを買わせて請求する費用;
- (三) 店内のバーコードを使用する供給業者に請求する実際のコストを超えるコード費用;
- (四) 店舗改造、インテリア改装時、供給業者に請求した当該供給業者の特定商品販売区域の改装、インテリア費用;
- (五) 販促サービスを提供せず、祭り、開業記念日、新店舗開業、再開業、企業上場、合併等を理由に請求する費用;
- (六) その他の販売商品と直接関係のない、小売業者自身が負担すべき費用、又はサービスを提供せずに請求した費用。

第十四条 小売業者と供給業者は商品の属性により、契約の中で商品代金の支払期限を明確に規定しなければならない。但し、支払期限は最長で入荷してから 60 日を越えてはならない。

第十五条 契約で別途規定したか供給業者が必要な証券を提供できなかった場合以外、小売業者はすぐに供給業者と帳簿を確認しなければならない。

第十六条 小売業者が代理販売の方式で商品を販売する場合、供給業者は小売業者が未だ代金を支払っていない商品の販売状況を調べることができ、小売業者は便利な条件を提供すべきで、拒絶してはならない。

第十七条 小売業者は以下のような状況を理由に供給業者に商品代金の支払を遅らせてはならない:

- (一) 供給業者のわずかな商品の提供が遅れた場合;
- (二) 供給業者のわずかな商品の返品、取替の手続きが未だ終わっていない場合;
- (三) 供給業者が提供した商品の販売額が小売業者の設定した金額に達していない場合;

(四) 供給業者が小売業者と貨物提供の継続契約を締結していない場合;

(五) 小売業者が提起した公平的原則を違反した其の他の経緯。

第十八条 供給業者が貨物を提供する場合、以下のような公平的競争を妨害する行為に従事してはならない:

(一) 小売業者が注文していない商品を強迫的に抱き合わせて売る場合;

(二) 小売業者が他の供給業者の商品を販売することを制限する場合。

第十九条 業界協会が商業信用記録を作り、小売業者、供給業者の信用状態を正確に、迅速に、全面的に記載し、小売業者、供給業者が自律能力を強め、合法的に経営するように導くことを奨励する。

第二十条 業界協会が小売業者の貨物代金決算リスク早期警報構造を作り、供給業者の高額の貨物代金の支払を長期間遅滞する小売業者に対して、関連状況を商務主管部門に通告し、関連供給業者に注意すべきである。第

二十一条 各地の商務、価格、税務、工商等の部門は法律法規及び本弁法に基づき、各自の責任範囲内で本弁法で規定した行為に対し監督管理を行わなければならない。犯罪の嫌疑がかかる場合、公安機関が法律に従って調査、処置する。

県級以上の商務主管部門は同級の関連部門と共同で、小売業者と供給業者の公平なる取引行為に対し動態の監視測定を実行し、リスク早期警報を行い、法律に基づいて調査、処置すべきである。

第二十二条 本弁法の規定を違反した行為に対し、全ての団体と個人は上述した部門にて告発することができ、告発を受けた関連部門は法律に基づいて調査、処置すべきである。

第二十三条 小売業者又は供給業者が本弁法の規定を違反した際、法律法規で規定がある場合、当該規定に従う;規定されていない場合、改正するように命令する;違法所得がある場合、違法所得の三倍以下の罰金に処することができるが、最大限三万元を超えてはならない;違法所得がない場合、一万元以下の罰金に処することができる;又社会に通告することができる。

第二十四条 県級以上の商務、価格、税務、工商等の部門の監督で小売業に供給業者の商品代金を騙し取る嫌疑がかかる場合、当該犯罪にかかわる手がかりをすぐ現地の公安機構に届けるべきである。公

安機関はすぐ調査を行い、犯罪の嫌疑がかかる場合、法律に基づいて提起して捜査すべきである。

第二十五条 各省、自治区、直轄市は現地の実際情況に基づいて、小売業者と供給業者の公平なる取引を規範化するために関連規定を制定することができる。

第二十六条 本弁法は 2006 年 11 月 15 日から施行する。